

を創設し、畜産経営の安定 関する法律」の適用が受けられる 二・三面をご覧ください。

条 例

し尿処理

4 月

六月以上の治療を要する傷害の場合 十二万円（十万円）

三月以上の治療を要する傷害の場合 六万円（五万円）

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

助産費等の額を次のように引き上げて給付内容の改善を図るとともに、保険料の賦課限度額を十七万円（十五万円）と定めました。

○助産費 五万円（四万円）

○育児手当金 四千円（三千円）

○葬祭費 一万円（一万五千円）

小田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

し尿処理手数料の額を一次次のように改正した。

○岸壁使用料

し尿処理 数量五十キログラムにつき（一・五円）

②一般貨物 数量一トンにつき五十円（すえ置き）

○停係泊料（そじ二日につき）

①二十トン以下の漁船六十円

②二十トンを超える漁船八十円

③その他 百二十円

○占用料

①電柱（一本一月につき）本柱五十円 支線等 二十円

②配管類 長さ一メートル一月につき 十五円

③その他の占用 近傍の類似地の価格、占用面積等により算出

小田原市公設地方卸売条例の一部を改正する条例

施設の使用料を一次次のように引き上げました。

○青果市場施設

倉庫使用料 一平方メートル一月につき百十円（百二十円）

①第一種市営住宅 十二万二千円（九万一千円）

②第二種市営住宅 六万九千円（五万六千円）

○入居者に対する明渡しの請求に係る収入の基準の引上げ

十八万六千円（十六万三千円）

ただし、昭和四十四年六月十日以前からの入居者については、二十二万六千円（十九万五千円）

なお、公営住宅法施行令の改正により、入居者資格としての収入の基準が次のように引き上げられた。

①第一種市営住宅 四万七千円を超え八万一千円以下（三万六千円を超え六万五千円以下）

②第二種市営住宅 四万七千円以下（三万六千円以下）

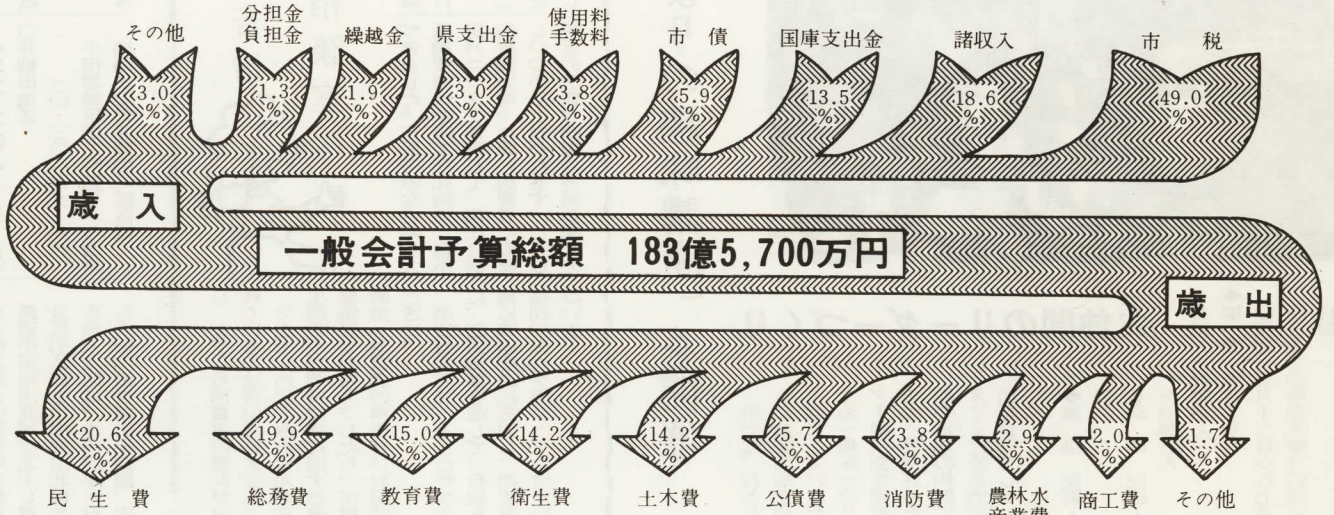
小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

①入園料 三千円（二千円）

②保育料 月額五千円（四千円）

昭和52年度予算

総額469億2,997万円
前年度の10.2%増



一般会計予算総額 183億5,700万円

昭和52年度各会計予算

会計名	予算額	対前年度比
一般会計	183億5,700万円	16.9%
特別会計		
競輪会計	191億6,100万円	1.6
天守閣会計	6,050万円	1.7
下水道会計	14億6,160万円	41.4
国民健康保険会計	30億4,100万円	18.3
診療施設会計	2,880万円	16.1
農業共済会計	7,530万円	25.1
土地区画整理会計	4億6,000万円	△9.8
交通災害共済会計	3,670万円	8.9
企業会計		
水道会計	20億6,801万円	21.2
病院会計	21億8,006万円	8.6
計	469億2,997万円	10.2

特別会計

※消防費 七億九千九百九十九万円
〔消防施設〕防火衣・無線電話機・酸素呼吸器購入 小型動力ポンプ更新(二台) 消防団詰所等新設(二カ所) 〔消防水利〕防火水槽新設(二基) 防火水槽修繕 消火栓新設及び補修
*教育費 二十七億五千八百八十万円
〔教育施設〕※下中幼稚園改築(鉄筋コンクリート造二階建) ※富水桜井新設幼稚園新築(昭和五十二年度)昭和五十二年継続事業 鉄筋コンクリート造二階建 ※前羽小学校簡易プール新設 ※白山中学校改築第一期(鉄筋コンクリート造三階建) 〔施設取得〕四十九年度建設分Ⅱ足柄小(第三期) ほか四校分 五十年建設分Ⅱ足柄小(第四期) ほか七校分 五十一年度建設分Ⅱ桜井小(第四期) ほか二校分 〔幼児教育〕私立幼稚園就園奨励補助(※四歳児 五歳児) 〔学校教育〕※報徳小学校開校記念式 特殊教育充実対策(言語障害学級 ※新設施設新設改造(走路スリッパ止)

※国民健康保険事業特別会計
任意給付の改善(助産費四万円↓五万円 育児手当三千円↓四千円)

※水道事業特別会計
汚水管きよ築造(県道小田原山北線・市道二号線ほか) 雨水管きよ築造(大下水第二排水路ほか) 下水道路終末処理場施設(※エアーリフティング及び最終沈でん池一系列新設 昭和五十二年度)昭和五十二年継続事業) 酒匂川流域下水道事業負担(左岸処理場・実施設計 用地買収及び補償)

※土地区画整理事業特別会計
鴨宮駅南土地区画整理事業(水路築造 区画道路築造 建物移転補償)

※交通災害共済事業特別会計
共済見舞金の改正(死亡八十万円↓九十万円 傷害一年以上三か月以上二十万円↓五万円 二十三日以上六万円)

※農業共済事業特別会計
※家畜共済助成に、肉豚にかかると共済制度設置

※天守閣事業特別会計
天守閣特別開館 非常放送設備設置

※駐車場擁壁及びフェンス新設 非常照明装置 避難階段新設

※史跡小田原城跡銅門跡発掘調査 図書館整備 〔保健体育〕地区体育振興費助成 酒匂川スポーツ像設置 尊徳生家防火設備整備(鉄筋コンクリート二階建)



総予算額は四百五十億円に

昭和51年度補正予算

昭和五十一年度三月補正予算で、税・国庫支出金・市債等を財源として、一般会計に二億七千六百七十七万八千円、特別会計に二億三千四百八十八万四千円、企業会計に一千七百七十四万五千円がそれぞれ追加され、これにより一般会計の予算総額は、四百五十億五千八百一十二万三千円となりました。
なお費目別にその概要をお知らせします。

給与の改定経費を見込むとともに、年度内に不用の見込まれる諸経費、歳入・歳出の増減を見込んで減額しました。

一般会計では、市税・地方譲与税・市債等を財源として、一般会計に二億七千六百七十七万八千円、特別会計に二億三千四百八十八万四千円、企業会計に一千七百七十四万五千円がそれぞれ追加され、これにより一般会計の予算総額は、四百五十億五千八百一十二万三千円となりました。

給与の改定経費を見込むとともに、年度内に不用の見込まれる諸経費、歳入・歳出の増減を見込んで減額しました。

一般会計では、市税・地方譲与税・市債等を財源として、一般会計に二億七千六百七十七万八千円、特別会計に二億三千四百八十八万四千円、企業会計に一千七百七十四万五千円がそれぞれ追加され、これにより一般会計の予算総額は、四百五十億五千八百一十二万三千円となりました。

給与の改定経費を見込むとともに、年度内に不用の見込まれる諸経費、歳入・歳出の増減を見込んで減額しました。

一般会計では、市税・地方譲与税・市債等を財源として、一般会計に二億七千六百七十七万八千円、特別会計に二億三千四百八十八万四千円、企業会計に一千七百七十四万五千円がそれぞれ追加され、これにより一般会計の予算総額は、四百五十億五千八百一十二万三千円となりました。



今月の納税

- 軽自動車税 (全期分)
- 固定資産税 (第1期分)
- 都市計画税 (第1期分)

納期限は4月30日(土)です

消費生活モニター物価調査の結果 (3月分)

品目	内訳	市平均価格	市最高価格	市最低価格
砂糖 (1kg上白糖)	糖	238円 (238)	278円 (285)	178円 (218)
しょう油 (1ℓパック入り)	油	225円 (216)	260円 (260)	168円 (158)
小麦粉 (1kg袋入り)	粉	157円 (152)	165円 (170)	115円 (110)
マーガリン (225gパック入り)	ー	161円 (165)	190円 (245)	109円 (108)
バター (225g袋入り)	ー	303円 (304)	330円 (335)	245円 (220)
天ぷら油 (1.4kg缶入り)	油	524円 (528)	768円 (606)	360円 (438)
灯油 (18ℓ缶入り)	店頭	719円 (714)	750円 (750)	690円 (670)
	宅配	731円 (738)	770円 (800)	670円 (684)

() 内の数字は1月分の物価値段

小田原市交通災害共済 見舞金額を改正

あなたや、あなたの家族が加入されている小田原市交通災害共済の見舞金の額等が次のとおり改正され、昭和52年4月1日以後に生じた交通事故から適用されます。
まだ加入されていない方はこの機会にぜひご加入ください。

共済見舞金の額は

- ◇死亡したとき 90万円
- ◇1年以上の治療を要する傷害を受けたとき 23万円
- ◇6か月以上の治療を要する傷害を受けたとき 12万円
- ◇3か月以上の治療を要する傷害を受けたとき 6万円
- ◇1か月以上の治療を要する傷害を受けたとき 2万円
- ◇1週間以上の治療を要する傷害を受けたとき 1万円

共済見舞金の請求期間は

◇事故のおきた日から2年以内です。



すでに、お手もとにお渡ししてあります交通災害共済加入者証の裏面の見舞金額及び請求期間をご訂正ください。
交通災害共済についておわかりにならないときは、市役所安全対策課交通共済係……… (電話 33-1851) にお問い合わせください。

下水道事業52年度賦課区域

久野地区

(九・九〇ヘクタール)

西耕地橋から久野川沿を西に向
い久野川橋を経て小田原厚木線
までの北側と小田原厚木線から
県道小田原山北線を北上し専売
公社引込線と小田原山北線まで
を結んだ区域。小田原厚木線か
ら久野川沿を県労働会館、東洋

木工を含み西側へ進み天神橋から南に市道三号線沿、正栄堂久野工場を経て市道一四一三号線と小田原厚木線とを結び、更に小田原厚木線東側の西部ポリマ小田原工場を一部含んだ区域

○荻窪地区

(九・九〇ヘクトール)

小田原厚木線を起点として市道一四一・二号線から市道一五一七号線までの間の東側で県道小

田原山北線と接するまでの狹嶽
保育園、市方神社を含んだ区域
と市役所本庁敷地の全部
○寿町五丁目地区
(二・一〇ヘクタール)
終末処理場内寿養北側の一部区
域でカネボウ小田原工場南側道
路まで
▼受益者の申告
該当区域の土地所有者の方には
四月二十五日頃に申告書をお送
りします。この申告により受益

者を決定しますので、必ず申告されるようお願いします。また申告がない場合は市長が認定して賦課します。

なお、詳しいことは下水道部業務課（電話③16113）までお尋ねください。

また、既に下水道管が敷設された区域の方は、お早目に水洗便所に切り替えられるようお願いします。



梅香園生の
雑きんご利用を

室に

昭和四十二年五月に消費者保護基本法が制定されて以来消費者行政の重要性が強調されています。本市は、その前年の昭和四十二年度から消費生活モニター制度を奨励させ消費者保護行政を推進してきました。市民のみならず大量消費時代を経て狂乱物価、物不足パニックを体験して、現在は節約意識を持った賢い消費者に脱皮しつつあると思われます。しかし最近の消費者問題は多種多様であ

大きい。

消費者のちよつとした声を大切に、苦情相談を通して、行政も一緒に問題解決に努力し、消費者の権利の確立を図かっていきたいと思います。

お仲間のリーダーづくり

盆栽・下沢実さん

◆申込方法 社会福祉センターに

障の
方々が一堂に集ま

多数の方の応援をお待ちしていま

時
月 22 日
前 時 30 分
天
月 5 日
月 26 日
前 10 時
月 24 日
前 10 時

市では、おとしよりに余暇活動を楽しみ、く過こしていただくため、「趣味」のリーター講習会を開催します。習得された技能を地域の仲間へ伝えていただく方の参加をお待ちしています。

◆講座 民謡・盆栽

◆講師 民謡・古

◆定員 民謡・五十人 盆栽六十人（先着順）

◆資格 (市)内居住の六十歳以上のおとしよりの方

(2)既にある程度技能を習得されている方で、受講後、地域のおとしよへ積極的に講習内容を伝えていただく方

◆会場 社会福祉センター

民謡：階小和室 盆栽：4階講座

◆経費 盆栽についてはハサミ等の道具及び若干の経費を負担

害者
 本育大会

今年も、次の日 県民が身体障害者の方について関
 程で神奈川県身体 心と理解を高めることを目的とし
 障害者体育大会が 行われるものです。

開かれます。

この大会は、県 本市からも毎年多数の方が参加
 され優秀な成績を修めています。

場	所
県立体育センター 陸上競技場 (藤沢市)	ンがけによる雑草の発生、土壌の劣化など、 環境への悪影響を懸念し、社会への参加意識を 高めたい。
県立体育センター 体育館 (藤沢市)	この中で園生が作った雑草は 大変丈夫にできており、みなさん さい。
県総合リハビリテ ーションセンター (厚木市)	（電話☎2915）にお尋ね 詳しいことについては梅 さんが必要ときには梅香園

交通規制を実施

四十九年十月から「時間規制の駐車禁止」となっていた、本町・南町地区周辺道路が、本年三月一日から「全面駐車禁止規制」になりました。

また、国道一号线岡西交差点から山王橋交差点までの区間が三月一日から車両回転禁止となりましたので、車を運転する人は標識等に注意してください。

今年も、次の日程で神奈川県身体障害者体育大会が開かれます。

この大会は、県下の身体障害者の方々が一堂に集まり、スポーツを通して障害者の交流を図り、体力増強を図ることに、一般の人々にも、一般にお尋ねください。

県民が身体障害者の方について関心と理解を高めることを目的として行われるものです。

本県からも毎年多数の方が参加され優秀な成績を修めています。

身体障害者のみなさんの参加と多数の方の応援をお待ちしています。

なお、出場を希望される方は福祉事務所厚生係(電話㉸1467)にお尋ねください。

種 目	日 時	場 所
陸 上	5月22日 午前9時30分 雨天 6月5日	県立体育センター 陸上競技場 (藤 沢 市)
卓 球	6月26日 午前10時	県立体育センター 体 育 館 (藤 沢 市)
水 泳 洋 弓 盲人卓球	7月24日 午前10時	県総合リハビリテ ーションセンター (厚 木 市)

4月6日(水)～15日(金)

この運動の重点は

- ◆歩行者・自転車利用者・特にこどもの交通事故の防止
- ◆シートベルト着用の推進
- ◆夜間における交通事故の防止



良
い
環
境
を

- みんなで協力
下水の清掃
下水に台所のごみを流すと下水のヘドロ化をまねきボウフラにとって、かっこうの住家となります。
蚊やユスリカのいない生活が送れるようみんなで下水の清掃をしましょう。
- 放置を許すな
あき地の雑草
これから夏にかけて雑草が勢いよく伸びます。
管理者は、衛生上はもちろん防犯上からも草刈りを心がけましょう。

- 持ち帰ろう
- 行楽のごみ
- 行楽のシーズンとなりました。行楽地がごみで汚されています。せっかくの楽しい気分もだいなしとなります。ごみは捨てないで持ち帰りましょう。
- 犬の散歩には
- フンの始末ができる用意で
- 犬はストレスがたまりやすいので運動させることが大切ですが、人の迷惑とならないようにフンの始末をしましょう。

国保事業にご理解を

国民健康保険で支払われる医療費は、国・県から補助される収入と被保険者のみなさんから納めていただく保険料によってまかなわれていますが、この医療費は毎年増え続けています。

保険料を改定

医療費が増え、それに応じて保険料も引き上げなければならぬという現実です。



水道パッキン取替え

有料に 4月1日から

じゃ口パッキンの取替えは、広報三月号でお知らせしたとおり、四月一日から、次のとおり有料となります。

水道料金は 納付制に

先月号の広報でお知らせしたとおり、水道料金・下水道使用料の戸別訪問集金は、五月徴収分から廃止します。



このため、今までの市職員が集金に伺っていたお宅では、税金などと同じ方法の「納付制」か又は「口座振替制」の方法によりお支払いいただくことになりました。詳しくは、市役所五階・水道部庶務課業務係(電話01646)までご連絡ください。

52年度の国保予算

〔歳出〕 30億4,100万円	事務費 6%
保険給付費(医療費・助産費) 28億6,400万円(94%)	
〔歳入〕 30億4,100万円	
国費 17億円(55.9%)	保険料 10億5,000万円(34.5%)
県費 1,500万円(0.5%)	市費 9.1%

52年度保険料の料率

所得割	資産割	被保険者割	世帯別割
前年度市県民税額 68%	前年度固定資産税額 49%	被保険者当たり 5,425円	1世帯当たり 8,057円

※1世帯当たり最高限度額は17万円です。

国保資格手続を忘れずに

次に該当する方は、国民健康保険の資格を失いますので、次の要領で保険健康課へ、又は管内の支所、連絡所へ手続をしてください。

◇対象者
現在国民健康保険の被保険者で、本年三月に学校(高校、大学、各種学校)を卒業し、会社などに就職される方。

なお本年三月で定年退職され、他の会社などに就職されない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。ただし、長男などが職場の健康保険に加入している場合は、被扶養者となる手続を先にしてください。

◇持参する書類
①国民健康保険の「被保険者証」

市立病院眼科の診療日

曜日	午前	午後
土	診療	
金	診療	
木	診療	
水	診療	診療
火	診療	
月	診療	
日		

眼科の外来診療日は、一月から次のとおりになっていますので、お知らせします。

健康コーナー



保険健康課
指導係 ☎ 33-1831
予防係 ☎ 33-1838

献血予定

日	会場	時間
4月7日(木)	長崎屋デパート	午前 富水連絡所
13日(水)	富士写真フイルム	午後 富水連絡所
19日(火)	富士写真フイルム	午後 富水連絡所
25日(月)	相洋高等学校	午後 富水連絡所
5月7日(土)	ナック駐車場	午前10時から正午まで
13日(水)	富水連絡所	午後1時から3時まで

胃がん集団検診(申込制)

申込制です。希望者は必ず電話で申し込みください。会場では受け付けません。

○対象者 40歳以上の方
○定員 各会場七十人
○受付時間 午前8時から
○日と会場
4月4日(月) 国府津小学校
25日(月) 富水連絡所
28日(木) 尊徳記念館
○担当 予防係 ☎ 1838

婦人(子宮)がん検診(申込制)

申込制です。希望者は必ず電話で申し込みください。

○対象者 35歳以上の方
○定員 各会場八十人
○受付時間
午前10時から10時30分
午後1時から1時30分
○日と会場

春期幼児歯科検診と指導

日	会場	時間
4月12日(火)	衛生会館	午前 9時30分~11時
13日(水)	衛生会館	午後 1時30分~2時
14日(木)	社会福祉センター	午後 1時30分~2時
15日(金)	前羽福祉センター	午後 1時30分~2時
19日(火)	衛生会館	午後 1時30分~2時

健康相談

市民の方の健康相談について保健婦が指導します。

4月11日(月) 午前 沼代青年会館
午後 上町公民館

『幼児の栄養と歯の健康』
◆5月13日(金) 午後1時30分~3時30分
『育児と子どもの病気』

三か月児・三歳児健康診断

月日	受付時間	対象児
5月12日(木)	午後1時~2時	52年1月1日~12日生まれ
5月19日(木)	午後1時~2時	52年12月1日~19日生まれ
5月26日(木)	午後1時~2時	52年1月20日~31日生まれ

月日	受付時間	対象児
5月10日(火)	午前9時~10時	49年4月1日~8日生まれ
5月17日(火)	午後1時~2時	49年4月15日~22日生まれ
5月24日(火)	午後1時~2時	49年4月23日~30日生まれ



マラソンはいま大変なブーム



老化防止はまず歩くこと



なわとびは庭などで気軽にできる



仕事の能率を高める職場体操



皮膚を鍛える乾布摩擦

体力づくり 人づくり

昼間は机に、家ではテレビ、ちょっと出るにも車とくれば、健康を害さないのがむしろ不思議。
おまけに現代の競争社会の中では、人間性も喪失しがちでストレスはたまる一方。
こんな環境に負けないための特効薬は、まず体を鍛えること。
スポーツやレクリエーションなどで身体運動を積極的に取り入れると、爽快感があり、生活リズムが出てくる。
もちろん、体力差やそれぞれの条件で、自分に適した内容のものを選び、決して無理をしないことが大切で、これが三日坊主にもならない秘けつ。
さあ、みなさんもいまから戸外に出て散歩でもはじめてみてはいかがでしょう。

市では、休日の急病人に対する医療体制の整備を図るため、今年一月に地域医療審議会を設置しました。
現在、医師会の協力のもと、審議会が審議中ですが、計画策定の参考資料とするため、四月中旬ごろ、休日急患診療についての市民アンケートを実施します。
このアンケートは、本市居住者の中から、無作為に四千人を抽出し、往復はがきにより回答をいただくものです。調査票が届いたお宅では、よろしくご協力くださるようお願いいたします。
なお、アンケートの設問項目はおおよそ次のとおりです。
▽家族構成は……
▽かかりつけのお医者さんはありますか……
▽三月中旬に急病にかかりましたか……

身体障害者の巡回相談日程
昭和五十二年年度の身体障害者巡回更生相談が、次のとおり行われますので、ご利用ください。
このほかにも次のような相談を社会福祉センターで行っていますのでご利用ください。
○補聴器相談
毎月第一水曜日(午前十一時～正午)
○補装具相談

相談科目		
整形外科	眼科	耳鼻咽喉科
受付時間 午後 1時～2時	受付時間 午前 10時～11時	受付時間 午後 1時～2時
5月20日(金)	6月28日(火)	6月28日(火)
10月21日(金)	11月22日(火)	9月20日(火)
53年 2月17日(金)		11月22日(火)
		53年 1月17日(火)
		3月28日(火)
場所 社会福祉センター(4階)		

休日急患診療のアンケート実施
市では、休日の急病人に対する医療体制の整備を図るため、今年一月に地域医療審議会を設置しました。
現在、医師会の協力のもと、審議会が審議中ですが、計画策定の参考資料とするため、四月中旬ごろ、休日急患診療についての市民アンケートを実施します。
このアンケートは、本市居住者の中から、無作為に四千人を抽出し、往復はがきにより回答をいただくものです。調査票が届いたお宅では、よろしくご協力くださるようお願いいたします。
なお、アンケートの設問項目はおおよそ次のとおりです。
▽家族構成は……
▽かかりつけのお医者さんはありますか……
▽三月中旬に急病にかかりましたか……

子ども相談コーナー開設
デパートに児童相談所が開設されます。子どもたちについて、いろいろな相談にお出掛けください。パネルによる展示もありませんから、ぜひご来場ください。
◇とき 五月二日～四日
◇ところ 志賀小田原本店五階
なお、特別相談コーナーも次により設けられます。
○五月二日(月) 長谷川茂先生

国民年金保険料の引き上げ
昭和五十二年四月分は、国民年金保険料が引き上げられます。保険料が引き上げられるのは、支給される年金額が大幅に引き上げられたことによるものです。
現在の保険料は、年金給付水準から見て、相当低く、もし、このままですと次の世代の人々の負担が大変重くなることが明らかです。現在、国民年金加入者十人に一人は年金受給者ですが、昭和六十一年代にはこれが四人に一人の割合にもなるといわれています。
みなさんが、将来高い水準の年金を受け取るためにも今から相応の保険料負担が必要となるわけで、今後段階的な引き上げが予定されていますので、この点十分ご理解のうえ、協力をお願いします。
▼五十二年三月までの保険料
一か月につき千四百円
▼五十二年四月からの保険料
一か月につき二千二百円

転出証明書の手数料百円に
このたび、政令により地方公共団体手数料令の一部が改正になりましたが、これにより、現在市町村で取り扱っている転出証明書の手数料が一件につき五十円から百円になりました。
したがって四月一日から本市でも百円に改定しますのでお知らせします。

指定金融機関の交替
昭和五十二年度は、駿河銀行が指定金融機関となつて、公金の収納と支払事務を取り扱います。
小田原信用金庫と横浜銀行は指定代理金融機関として、公金の収納と支払事務の一部を行うことになりました。

国民年金保険料をお忘れなく
昭和五十二年分(去年四月から今年三月)の保険料は四月末日を過ぎますと市役所では取り扱えませんので、銀行や郵便局等の窓口で納入する必要があります。
また、保険料を納め忘れていた場合、もちろん、老後の保障として老齢年金の受給権を失うことがあります。
みなさんの生活に直結する保険料は忘れずに期限内に納めましょう。

通学区域の一部変更
教育委員会では、学区審議会の答申をもとに慎重に検討した結果次のとおり通学区域の一部変更を決定しました。
▽本町小学校の通学区域
本町小学校の通学区域内にある城山二丁目(一部)城山競技場下及び城山三丁目(一部)城山競技場下を、芦子小学校通学区域に編入します。
▽大窪小学校の通学区域
大窪小学校の通学区域内にある早川右岸の一部(西瀬バイパス沿い)を、早川小学校通学区域に編入します。
この通学区域の一部変更は、四月一日から適用します。

国民年金保険料の引き上げ
昭和五十二年四月分は、国民年金保険料が引き上げられます。保険料が引き上げられるのは、支給される年金額が大幅に引き上げられたことによるものです。
現在の保険料は、年金給付水準から見て、相当低く、もし、このままですと次の世代の人々の負担が大変重くなることが明らかです。現在、国民年金加入者十人に一人は年金受給者ですが、昭和六十一年代にはこれが四人に一人の割合にもなるといわれています。
みなさんが、将来高い水準の年金を受け取るためにも今から相応の保険料負担が必要となるわけで、今後段階的な引き上げが予定されていますので、この点十分ご理解のうえ、協力をお願いします。
▼五十二年三月までの保険料
一か月につき千四百円
▼五十二年四月からの保険料
一か月につき二千二百円

国民年金保険料をお忘れなく
昭和五十二年分(去年四月から今年三月)の保険料は四月末日を過ぎますと市役所では取り扱えませんので、銀行や郵便局等の窓口で納入する必要があります。
また、保険料を納め忘れていた場合、もちろん、老後の保障として老齢年金の受給権を失うことがあります。
みなさんの生活に直結する保険料は忘れずに期限内に納めましょう。

急病にかかったときはどうしましたか……
診療科別では……などです。
○五月三日(火) 猪股丈先生(児童精神科医)
『困ったこと、変な癖など医学的な相談』
詳しいことは児童相談所(電話0388)へお尋ねください。
◇主催 神奈川県・小田原児童相談所
◇後援 小田原市

国民年金保険料をお忘れなく
昭和五十二年分(去年四月から今年三月)の保険料は四月末日を過ぎますと市役所では取り扱えませんので、銀行や郵便局等の窓口で納入する必要があります。
また、保険料を納め忘れていた場合、もちろん、老後の保障として老齢年金の受給権を失うことがあります。
みなさんの生活に直結する保険料は忘れずに期限内に納めましょう。

国民年金保険料をお忘れなく
昭和五十二年分(去年四月から今年三月)の保険料は四月末日を過ぎますと市役所では取り扱えませんので、銀行や郵便局等の窓口で納入する必要があります。
また、保険料を納め忘れていた場合、もちろん、老後の保障として老齢年金の受給権を失うことがあります。
みなさんの生活に直結する保険料は忘れずに期限内に納めましょう。

◎「消防シャのものだが消火器がなければすぐ買うように」
◎「消防法の改正で一二に二つ消火器が必要です。」
◎「消防署から紹介でお宅は消火器が必要です。すぐ買うように。」
◎「消火器の点検にきました。お宅は〇本必要です。」
◎「二三日うちに消防署が点検に来る。そのときにないと困ったことになる。」……………
などと、サギまがいの手口で消火器を家庭に訪問して売りつけて歩く業者が市内に増え、売り込みが激しくなっており、毎日のように消防署への苦情が多くなっています。

一般住宅では、そのような義務は一切なく、また、消防署では消火器のあつせんなどはしていませんから、注意ください。

業者の態度に不審な点があったら買う前に、消防署にご連絡ください。

消火器は、万一のときのため、に備えておくものですから、点検など、気軽に相談できる市内の消火器販売店で買うようにしましょう。